

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る揭示

令和6年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションほのぼのでは、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を令和7年4月より所定額に加算致します。

### 訪問看護医療 DX 情報活用加算 (50円/月)

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです。

- 1: 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求の実施。
- 2: マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制管理。
- 3: 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用することでより質の高いサービス提供を行います。
  - ・ 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施致します。
  - ・ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施致します。
- 4: 以上の揭示事項についてウェブサイトに掲載していること。

#### <資格情報の提供について>

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025年4月

訪問看護ステーションほのぼの